彩の国 埼玉県

中学校３年生の保護者の皆さまへ



埼玉県マスコット
「コバトン」

高校生の学費負担を支援します！



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

埼玉県では、高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、学費負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸し出す制度など、さまざまな修学支援制度を用意しています。

下表にある各制度の詳しい内容や申請方法については、中面や裏面を御確認ください。

◎ 高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度 （制度により、所得基準等の要件があります。）

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学料・授業料	**高等学校等就学支援金制度（所得制限なし）** **高校生等・新修学支援制度（所得制限あり）** ○ 国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	○	○
	入学料減免制度 ○ 高等学校の入学料を免除する制度	○	―
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○ 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に授業料等を補助する制度	―	○
②授業料以外の教育費	**高等学校等奨学のための給付金制度** ○ 学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	○	○
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○ 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に施設費等を補助する制度	―	○
③教育費全般	**埼玉県高等学校等奨学金制度** ○ 高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度（要返還）	○	○

◎ 重要なお知らせ

○ このお知らせは、令和８年 10 月現在の内容です（令和９年度は変更の可能性があります）。

○ いずれの支援制度も、利用するためには**必要書類を揃えて申請する必要があります**。
申請時期が近くなりましたら、在学する学校（中学校又は高校等）から制度の内容や申請方法について案内があります。

国公立高等学校に進学する生徒への修学支援制度

◎ 入学料・授業料金額表

市立高等学校や国立高等学校の入学料・授業料や支援制度については、進学予定の学校へお問い合わせください。

課　程	授　業　料	入学料
全日制	118,800 円（年額）	5,650 円
定時制（単位制課程を除く）	32,400 円（年額）	2,100 円
定時制（単位制課程）	1,750 円（1 単位につき）	
通信制	330 円（1 単位につき）	500 円



①　入学料・授業料に関する支援制度

埼玉県立 入学料 授業料

◎ 入学料・授業料の支援制度

制 度 名	高等学校等就学支援金制度 高校生等・新修学支援制度	入学料減免制度
内　　容	国が高等学校の授業料を負担する制度です。	入学料を免除する制度です。
要　　件	・生徒が国内に住所を有していること （就学支援金制度）…所得制限なし ・生徒が日本国籍を有している又は外国籍のうち特定の在留資格等*1を有していること （高校生等・新修学支援制度）…所得制限あり ・就学支援金制度が対象外である者で、世帯年収目安約 910 万円未満であること	・保護者等の市町村民税所得割額が非課税（0 円）の場合
補 助 額	原則上記の授業料・入学料額と同額	
申請方法	高等学校入学後に、原則オンラインで申請します。	高等学校入学後に、在学する高校へ申請します。

＊1 特別永住者、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって高校卒業後日本で就労して定着する意思があると認められた者など

②　授業料以外の教育費に関する支援制度

埼玉国公立 奨学給付金

入学料・授業料のほか、修学旅行積立金や PTA 会費等を在学する学校へ納入する必要があります。

制 度 名	国公立高等学校等奨学のための給付金制度
内　　容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を給付する制度です。
要　　件	・保護者等が県内に住所を有していること ・生活保護（生業扶助）受給世帯、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算が 182,500 円未満（世帯年収目安約 490 万円程度まで）の世帯（家計急変による経済的理由から住民税所得割額の合算が 182,500 円未満に相当する世帯を含む） ・生徒が日本国籍を有している又は外国籍のうち特定の在留資格等*1を有していること
給 付 額	世帯区分 / 課程 / 給付額 生活保護受給世帯 / 共通 / 32,300 円 市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算が 182,500 円未満の世帯 / 全日制・定時制 / 35,930 円～143,700 円*2 市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算が 182,500 円未満の世帯 / 通信制 / 12,630 円～50,500 円*2
申請方法	毎年 7 月頃に在学する高校へ申請します。（早期給付は毎年 4 月頃に申請します。）

＊2 国籍要件によって「高校生等・新修学支援」が支給されている時は、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯に該当する場合のみ給付を受けることができます。



＜このページに関するお問い合わせ＞

埼玉県教育局　教育総務部　財務課　授業料・奨学金担当

TEL：048-830-8855（コールセンター）※R9.2 月末まで　　FAX：048-833-0497

私立高等学校に進学する生徒への修学支援制度

①　入学金・授業料・施設費等納付金に関する支援制度

埼玉県　私立　授業料軽減

◎ 入学金・授業料・施設費等納付金の支援制度

制　度　名	高等学校等就学支援金制度 高校生等・新修学支援制度	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度
内　　容	国が高等学校の授業料を負担する制度です。	県が私立高等学校の入学金・授業料・施設費等納付金の一部を補助する制度です。
要　　件	・生徒が国内に住所を有していること （就学支援金制度）…所得制限なし ・生徒が日本国籍を有している又は外国籍のうち特定の在留資格等*1を有していること （高校生等・新修学支援制度）…所得制限あり ・就学支援金制度が対象外である者で、世帯年収目安約 910 万円未満であること	・生徒と保護者が県内在住で、埼玉県認可の私立高等学校等に在学していること ・保護者の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額*2が 162,300 円未満であること*3 （世帯年収の目安：約 609 万円未満）
申請方法	高等学校入学後に、在学する高校へ申請します。 （原則、オンライン申請となります。）	6～7 月頃に在学する高校へ申請します。

＊1 特別永住者、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって高校卒業後日本で就労して定着する意思があると認められた者など

＊2 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額

＊3 家計急変を理由に申請できる場合があります。詳しくはホームページを御確認ください。

◎ 補助額（全日制の場合）

世帯年収の目安 ＊4 支給内容/補助額		約 500 万円 未満	約 609 万円 未満	約 609 万円 以上
授業料	支援金	457,200 円		
入学金 （新入生のみ）	父母負担	223,000 円	100,000 円	
施設費等納付金		200,000 円		

＊4 生活保護世帯及び家計急変世帯は、実際に負担する授業料・施設費等納付金を全額補助します。

②　授業料以外の教育費に関する支援制度

埼玉県　私立　奨学給付金

上記の授業料等に関する支援制度のほか、以下の制度による支援があります。

制　度　名	私立高等学校等奨学のための給付金制度
内　　容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を給付する制度です。
要　　件	・保護者等が県内に住所を有していること ・生活保護（生業扶助）受給世帯、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算が 182,500 円未満（世帯年収目安約 490 万円程度まで）の世帯（家計急変による経済的理由から住民税所得割額の合算が 182,500 円未満に相当する世帯を含む） ・生徒が日本国籍を有している又は外国籍のうち特定の在留資格等*1を有していること
給 付 額	世帯区分 / 課程 / 給付額 生活保護受給世帯 / 共通 / 52,600 円 市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算が 182,500 円未満の世帯 / 全日制・定時制 / 38,000 円～152,000 円*5 市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算が 182,500 円未満の世帯 / 通信制 / 13,030 円～ 52,100 円*5
申請方法	毎年 7 月頃に、県内高等学校等の場合は学校へ、県外高等学校等の場合は県へ直接申請します。 （早期給付は毎年 4 月頃に申請します。）

＊5 国籍要件によって「高校生等・新修学支援」が支給されている時は、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯に該当する場合のみ給付を受けることができます。

＜このページに関するお問い合わせ＞

埼玉県　総務部　学事課　高等学校担当「学費軽減ヘルプデスク」

TEL:048-830-2725(平日:午前 8:30~午後 5:15)　FAX:048-830-4735

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1



③　教育費全般に関する支援制度

埼玉県　高校　奨学金

◎ 埼玉県高等学校等奨学金制度

・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
・この奨学金は貸与型です。高等学校等の卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
・連帯保証人は不要で、中学３年生時に申請すると高等学校等への進学前に借り入れが可能です。

○ 対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

・高等学校等に在学している生徒又は進学予定の中学校３年生であること
・保護者等が埼玉県内に居住していること
・品行方正で学習意欲があり*1、経済的理由により修学が困難*2であること

＊１　在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。
＊２　所得基準は、４人世帯（夫婦片働き（給与収入のみ）、高校生１人（16 歳以上）、中学生１人）の場合、世帯年収 830 万円以下が目安です。

○ 貸与額

以下の金額から、生徒本人が選択します。

授業料支援制度があることや生徒本人が将来返還することを踏まえ、貸与額の選択は慎重に行ってください。

区　分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000 円／月 ② 20,000 円／月 ③ 25,000 円／月	①　50,000 円 ② 100,000 円
私立高等学校等	① 20,000 円／月 ② 30,000 円／月 ③ 40,000 円／月	① 100,000 円 ② 250,000 円



中学校３年生の場合は、進学先が決まってから貸与額を選択します！

○ 返還について

・返還期間 … 高等学校等卒業後４年６か月経過後から 12 年間
・利息　　… 無利子（ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払義務が生じます。）

○ 募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に在学する中学校（進学後は進学先の高等学校等）から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類（申請書・課税証明書・戸籍謄本等）を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和８年 11 月～９年１月 **（中学３年生時申請）**	**２回に分けて貸与**	**前期：令和９年２月下旬以降**（入学一時金・月額奨学金６か月分） 後期：令和９年 10 月以降（月額奨学金６か月分）
令和９年４月 （高等学校等入学後申請）	一括で貸与	一括：令和９年６月下旬以降（入学一時金・月額奨学金 12 か月分）



＜このページに関するお問い合わせ＞

埼玉県教育局　教育総務部　財務課　授業料・奨学金担当
TEL：048-830-8855（コールセンター）※R9.2 月末まで　　FAX：048-833-0497